

会議録

| | |
|--|--|
| 会議の名称 | 平成29年度第3回西東京市子ども子育て審議会 |
| 開催日時 | 平成29年12月20日（水曜日）午後7時15分から午後9時15分まで |
| 開催場所 | 西東京市役所田無庁舎5階 502・503会議室 |
| 出席者 | 委員：森田会長、古川副会長、石原委員、大橋委員、尾崎委員、菅野委員、武田委員、蓮見委員、浜名委員、保谷委員、吉野委員、横山委員 専門委員：上田専門委員、谷川専門委員、林専門委員、普光院専門委員 事務局：市長、子育て支援部長 保谷、子育て支援課長 飯島、保育課長 遠藤、保育課主幹 岡田、なかまち保育園長 朝原、西原保育園長 武田、けやき保育園長 笹本、児童青少年課長 齋藤、子ども家庭支援センター長 日下部、子育て支援課長補佐 渡邊、保育課長補佐 海老澤、児童青少年課長補佐 國府方、子ども家庭支援センター長補佐 金谷、子育て支援課調整係 栗林、田中、八巻、保育課事業調整係 里、保育係 古川 欠席者：網干委員、井上委員、菅田委員 |
| 議題 | 1 審 議 (1) 西東京市公立保育園の在り方について ＊答申案について 2 報 告 (1) 認可保育所の設置認可に係る利用定員について (2) 基幹型保育園について (3) 計画専門部会の実施状況について (4) (仮称) 子ども条例検討専門部会の実施状況について 3 その他 |
| 会議資料の名称 | 資料1 西東京市子ども子育て審議会委員名簿 資料2 西東京市公立保育園の在り方について(答申)(案) 資料3-1 西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会最終報告 資料3-2 西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会まとめ 資料4 公立保育園の在り方今後のスケジュール 資料5 (仮称) みらいく保谷園の設置認可に係る利用定員について(報告) 資料6 西東京市内保育施設等配置図 資料7 基幹型保育園設置の目的と成果 資料8 計画専門部会の実施状況について 資料9 (仮称) 子ども条例検討専門部会の実施状況について |
| 記録方法 | <input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録 |
| 会議内容 | |
| 1 審 議 (1) 西東京市公立保育園の在り方について ＊答申案について | |

○森田会長：

西東京市公立保育園の在り方についての審議経過について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局から資料3-1、資料3-2について説明)

○事務局：

本案件について、保育園あり方検討専門部会を全5回実施した。最終報告として「西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会最終報告書」と「西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会まとめ」を作成した。以上が審議の経過となる。

○森田会長：

本来であれば、資料2の答申案は皆様の議論を踏まえて作成しなければならないが、時間がないためやむを得ず原案として作成した。かなり手を入れていただくことを前提としている。

資料3-1、資料3-2について、保育園あり方検討専門部会の部会長である普光院専門委員に詳しい報告をお願いしたい。

○普光院専門委員：

まず、資料3-1の専門部会最終報告について説明する。西東京市では現在急速に広がっている保育人材の不足、市の財政の厳しさ等、課題に直面しながらも、今後、待機児童対策を着実に実行し、更に地域の子ども・子育てを取り巻く環境の変化に対応した子育て支援に取り組んでいく必要があると踏まえ、公立保育園のあり方について検討してきた。内容は大きく1. 公設公営保育園の役割、2. 公設民営保育園の民設民営化、3. 公設公営保育園の人材力の活用のために、の3つの柱についてまとめた。

公設公営保育園の役割としては、各園が保有する経験豊富な職員や、市の組織力を有する公的機関としての特性を活かしながら、その役割を担っていくことが求められる。役割の説明の前に公設公営保育園の特性を4つにまとめたので報告する。

ア 既に経験を積んだ人材を保有していること。また、人材の確保や定着がしやすい雇用の安定性を有していること。

イ 市の組織力を活かし、地域の緊急的支援ニーズにも対応することが可能であること。

ウ 市の直営施設として、行政部門と直結しながらの横断的な連携が可能であること。

エ 機能を恒常的に維持できること。

このような特性を最大限に活用することが、行政効率の点からも最も有効になると考えられる。

1 公設公営保育園の役割

- (1) 西東京市の直営保育園として、蓄積された人材やその経験・技術を活かして、質を確保した保育を実施する役割

これは在園する子どもと家庭の支援に当たる。これが保育園本体としての業務であるが、日常的に子どもが生活する場である、特別な場所ではなく一般的な保育の場である

からこそ、次の(2)の役割を生かす上での強みになると議論した。

(2) 児童福祉課題を抱える子ども・子育て家庭の支援機関としての役割

⇒在園する子どもと家庭も含めた、地域の子ども・子育て家庭の支援

これは国の「子育て世代包括支援センター」構想にもつながる役割と認識している。全国的な傾向だが見えにくい子どもの貧困、ひとり親家庭、発達障害をもつ子ども等々、さまざまな生活課題を抱えがちな家庭が増加していると認識している。その様な事々が複雑に絡み合って児童虐待が増加している。このような地域の状況に対して子ども家庭支援センター等の細やかな支援を実施しているところだが、そこと連携して公設公営保育園が人材力を生かして地域の身近な支援者として機能することが必要ではないかと議論してきた。

(3) 保育の質を高める機関としての役割

⇒地域の保育の質の向上、民営保育施設の支援

*多様化する施設の質の確保のため、支援・指導・ネットワーク構築等を行う。

現在、民営保育施設が増加しているが、市は西東京市全体の保育の質が低下したり偏ったりすることのないよう、指導し保育の質を担保していく責任がある。その中で公設公営保育園を一定数維持しながら、各園の地域において保育施設の調整役となってネットワークを構築したり、その中で保育施設同士の連携・協働を促進したり、これまで培ってきた知識、経験、ノウハウを生かして行っていく。また民営施設において何らかの課題が発生した場合にも、その施設に直接公設公営の保育士が相談に乗ったり支援したり、または指導したりということが今後必要となるだろう。

2 公設民営保育園の民設民営化

公設民営保育園の民設民営化について、西東京市では平成18年から平成27年にかけて7つの公設民営保育園の民間委託を進めてきた。これらは公設民営園となり保護者や地域の協力の下、その後も運営が軌道に乗っていて第三者評価の利用者アンケートの満足度が公設公営園と同程度になってきている。しかし財政的な制約がある中で、適正な保育施策としていくためにこれらの公設民営園について民設民営化を提案するものである。

(1) 公設民営保育園7園については、委託化による財政削減効果が年々減少していることから、国・都から負担金収入が見込まれる民設民営化（民間移譲）を順次進め、さらなる待機児童対策、保育環境の整備・充実のための財源を確保することが有効と考えられる。

公立保育園については市の一般財源からすべての費用が出ている。当初、民間委託による財政削減効果が見られたが、だんだんそれが小さくなってきている。それを民設民営にすることによって、国や都の負担金・補助金を得られるようにしようとする考えである。

(2) 民設民営化に伴い財産処分を行うに当たっては、市の財産としての公共性を十分に考慮するとともに、実施に際し当該園の保育及び運営に支障をきたすことがないよう、財産の状況等を総合的に判断し、処分方法を検討されたい。土地・建物については、市が保有しているものと市が都又は都市再生機構（UR）から借り受けているもの

がある。そのため、市が借り受けている土地・建物を貸付とする場合、貸主が市ではないことがある。財産処分のパターンとしては、2パターンが考えられる。

ア 土地・建物ともに貸付ける

イ 土地を貸付し、建物は譲渡する

(3) 民設民営化の実施方法を検討するに当たっては、子ども、保護者、職員の負担及び不安に配慮し、公私連携型保育所制度の導入等の対応策について検討されたい。

この点についてはかなり議論があり、現在安定している公設民営園が公募という形を経て民設民営化されるということで、慎重に子どもの最善の利益を考慮した上で、民設民営化を進めなければならない。保育所は子どもと保育士、保護者と保育士、信頼関係の上で成り立つもので、その点を十分に配慮することが必要である。

3 公設公営保育園の人材力の活用のために

(1) 公設公営保育園の民設民営化の検討

公設公営保育園が新たな役割を担っていくためには、各園の職員体制の充実を図らなければならないが、第4次定員適正化計画によって、職員の定員がひとつの縛りの中にある。また厳しい財政状況の中での財源の確保の問題から現状のままの職員体制の充実を図ることは非常に困難である。職員体制の充実を図るためには、公設公営保育園の一部を民設民営化し、それにより余剰職員を確保することも有効と考えられ、本審議会において検討されたい。保育士不足が非常に深刻化しており、その中で運営的に長い民間事業者においても人材確保に苦勞する状況である。特に民設民営化の時期については慎重に判断していく必要があるのではないかと。

(2) 基幹型5ブロックの見直しの検討

公設公営保育園が新たな役割を担うに当たっては、現在の基幹型5ブロックでは利用者にとって身近なものとなりやすく、また各園の負担が大きいと考えられる。

公設公営保育園は、地域におけるセーフティネットの一翼を担う機関としての役割を果たす必要があることから、現状の基幹型5ブロックを細分化し、適切な公設公営保育園の配置となるよう、ブロック分けの見直しを行う必要があると考える。また、子育て支援に限らず、西東京市全体で様々な活動主体による網の目の支援が行えるよう、他の福祉ネットワーク（地域包括ケアシステム等）との連携を図ることが望ましい。新たなブロック分けの検討に当たっては、下記の2点を考慮し、概ね8ブロック程度に分けることが望ましいと考える。公設公営保育園の民設民営化とあわせて、本審議会において検討されたい。

ア 日常的な相談に応じつつ、各種交流・支援を行っていくために、相談者が乳幼児連れであることを考慮しつつ、1ブロック当たりの保育施設が概ね10園程度となること。

イ ブロックの見直しと合わせて、出張講座の拡充や、母子保健施策等と連携した戸別訪問等のアウトリーチの機能強化による、より身近な相談体制が構築されること。

公設公営保育園の役割については、かなり時間をかけて議論してきた。資料3-2に、現在の基幹園の取組を含めて、現場の公設公営基幹園の方々が感じていること、望んでいることを聞いた上で、具体的イメージを入れている。地域密着型の相談支援、ネ

ウボラをイメージした人を核とする地域密着型の相談支援であるとか、例えば一時保育の養育支援を十分に視野に入れた養育支援の中の一時保育等のような、ひとつの構想のようなものに含めている。

報告は以上とさせていただきます。

○森田会長：

説明の中で何が最終報告として提示されて、そのことがどのような形で審議会から市長への報告となるのか、パブリックコメントを行うためにも重要なことなので確認したい。

公設公営園の役割は、ある意味理念的なものなので、あまり議論の入る余地がないと思う。問題は、公設民営保育園の民設民営化の確定について、そして、今後の人材力の活用のために公設公営保育園の民設民営化の検討を始めるということ。5ブロックの見直しの検討に関しても、あまり議論の余地がないかと思われる。公設民営保育園の民設民営化の方針と方向、それから、具体的には今後、公設公営保育園の民設民営化の検討について新たに実施してよいか、最終報告としていただいた。

ご参加いただいた委員の方々に、普光院部会長からの報告の中で補強、修正等意見があるようであれば伺いたい。

○武田委員：

主旨は報告書の中に盛り込まれているが、公設民営園として運営している7園とも非常に潤沢に運営が進められている。保護者との関係、職員との関係等々、この問題が混乱することなく民間移譲になることを望んでいる。ただし、財産の問題等の課題が残っているところに関しては、今後議論しながら行き違いがないよう進めていただければと思っている。

○森田会長：

西東京市としては財政的負担を軽減することになり、また、民営化している保育園にとっても潤っていく、両方にとってよい方向にいける公設民営から民設民営へ、ということだった。資料3-2の9ページの表について、この辺りがポイントとなると思うが、事務局から説明をお願いしたい。

○事務局：

公設公営、公設民営、民設民営のそれぞれ、国や都からの補助金がもらえたり、もらえなかったりということで、実質的な市の負担額が変わってくる。公設公営は補助金がもらえないものなので、歳出額と一般財源額を比べたとき、あまり差が出ていないが、民設民営園は一般財源額が大きく削減されている。国や都からの負担が多い。

公設民営は、主に歳出額を削減することで財政の削減効果を出している。歳入面に着目した場合、民設民営にした方が市の一般財源額が削減される。その分、待機児童対策や、子育て支援に回せるのではないかと。

○森田会長：

公設民営が仮に民設民営になった場合、歳出、つまり支払われる額はほぼ同じである。しかし、一人当たりの市が一般財源で負担する額は約半分になる。保育園に対して

支払われる額が、市ではなく都や国からの支払いになるということである。これは市が財産を所有しているということで、公設民営のままではできないもの。よって、公設民営園を民設民営化していきたいということだ。

問題は何かというと、土地・建物ともに貸し付ける、あるいは、土地を貸付、建物は譲渡する、いずれかの方法により民設民営園となるということ。この土地や建物は市民の税金により建設・管理されてきたものなので、それを個人に差し上げる事にはならない。個人の財産・資産にする形ではなく、公共的に使っていただく事を理解してもらいながら、なおかつ国や都が認める民設民営化という微妙な理屈ではあるが、そういう方向に持っていきたい。都民税や所得税が使われるが、西東京市としては少し負担が軽くなる。勝手な言い分ではあるが、そのように考えている。権限委譲により、それぞれの自治体がさまざまな施策を行わなければならない状況であり、こうした財政的にも限界の中では、民設民営化は必要になってきている。現在、公設民営園は7園あるので約4億4千万円の一般財源の削減が見込める。この削減された金額は、他のことではなく、子ども施策に使用することが明確でない限り皆様の合意は得られないであろうし、この点は、専門部会でも議論していただいたことかと思う。

もう一つの話であるが、土地・建物を貸し付けるときに賃借料が発生すると思う。プロポーザルで各園の適正な運営、安定的な運営の方法を考えていかなければならないが、さきほど、武田委員のご意見にあった財産に関する課題というのはこのことであると思うが。

○武田委員：

その通りである。また、今までの実績をどの様に評価すべきかを考慮していただきたいということはある。特に公設民営を受けるときにかなりの議論をしていただいて、委託を受けている。また、この間、いろいろな形で保護者とも連携しながら寄与してきた訳なので、そこをしっかりと見ていただきたい。

○森田会長：

今まで運営されていた公設民営園からのご意見ということで伺った上で、皆様からの意見を頂戴し、最終的な答申をつくりたい。ご意見はあるか。

○石原委員：

公設公営保育園の役割について、公設公営は民設民営の問題発生時に相談・支援・指導をして担保・責任を持つと普光院部会長より話があったかと思うが、私としては違うのではと思った。公設公営の保育士といえども、規模・設備・予算・保育方針等の状況がすべて違うので、相互に理解できず、深い溝ができてしまうのではないか。市等の第三者が入り、担保・責任を持つのが自然だと感じた。

また、公設公営保育園の人材力の活用について意見を述べたい。民間の人件費が少し抑えられていて、あまり人材が定着していないという状況があるということが気掛かりである。公設公営保育園には経験豊富な人材がいて素晴らしいことではあるが、今後民設民営になってしまうと、例えば20年後に保育士・園長になる人材が少なくなってしまうので民設民営となっても継続的に人材を育てていける環境があってほしいと思う。

○普光院専門委員：

説明が足りなかった部分があったかと思う。石原委員の意見にあった公設公営保育園の役割について、主語は「市」であった。民営保育施設が増加する中であって、市は西東京市全体の保育の質が低下したり偏ったりすることがないように指導し、保育の質の担保を図っていく責任がある。市の責任の中で公設公営保育園がネットワークづくりをしたり、直接課題を持っている保育施設から求められれば支援する。また保護者から苦情や課題があった場合は、公設公営の保育士はある程度見に行ったり、相談に乗ったりする等必要なのではないのか。個々の民間の保育園はそれぞれに理念を持ってやっているし、それを法律と同じように、公設公営でのやり方に合わせてやりなさいということは有り得ないと思っている。多様性を認めた上で、市の保育の質を担保する責任に抵触するようなことがあるならば、公設公営保育園が支援する。また、そこまでいかなくても、日常的にネットワーク活動の中で保育の質全体を上げていきたいという考え方ではないかと理解している。民間保育園の人材確保は本当に心配されるところで、まず国として保育士の待遇改善に取り組んだり、負担軽減に取り組んだりしないと保育士になりたい人がいても親が反対したりと、保育士人材が確保しにくく育成しにくい状況である。今後は国でも改善をしていくだろうし、西東京市でも支援をして民間保育施設でもしっかり人材確保・育成ができるようにしていかなければならないと思う。

○森田会長：

市の役割は、基本的には児童福祉法第24条に実施責任とあり、市はその責任を負わなければならないと法律上の明記がある。個々の民間の保育園はそれぞれの理念でやっていくのは大事だが、「保育」は様々な規定があり、それに基づいて実施をしていかななくてはならない。すべて自由に、ではなく、やはり子どもというのは環境の中で育っていくので、一定の制限はかけられていないと困るものである。具体的には、どのような保育であろうと子どもの人権侵害が起きていくようなことは絶対に避けなければならない。そこは市としての支援をしていく中で不安定な状況をどの様に伝えていくのか、是非考えていただきたい。保育園が急遽撤退することや全く人材がいなくなり、保育士の確保ができなくなり保育の実施を取りやめる園も現在出てきている。その際には、公立保育園の保育士が何らかの形で実施の手伝いに行かなければならないという状況も、今後出てくる可能性として想定しなければならない。それ以上に、地震等の災害が起きたときの「保育」の実施責任に関して、一定の量を市として確保しておくということは、どうしても必要である。公立保育園の果たす役割にはこのような内容を含む記述をしている。

最終の答申について確認したい。「西東京市公立保育園の在り方について」の答申として、まず「公設公営保育園が果たすべき役割」として、保育園あり方検討専門部会の最終報告を生かす形で3点記載している。

次に、「公設民営保育園の民設民営化」については、7園を順次進めていくということである。民設民営化については、すぐにできるわけではなく、順を追って進めていかなければならない。このことは、市の抱えるさまざまな課題、あるいは、各園の状況をみて決定していかなければならないことなので、そう簡単なものではない。本審議会において、常に報告を受けながら進めていこうという項目である。

そして、「公設公営保育園の人材力の活用」について。さきほどの議論にあったような2つの項目について記載されている。

答申案では最後に付帯意見というものが付いているが、これらの意見について、保育

園あり方検討専門部会の最終報告とは異なる内容が書いてあるようなので、なぜ付帯意見をつけざるを得なかったのか、どのような議論がなされて付帯意見に回ったのか、教えていただきたい。この付帯意見はどうしても付けなければならないものなのか。

○普光院専門委員：

付帯意見は、いずれも最終報告に記載のある内容である。専門部会の中で、公設民営園の民設民営化については、かなり色々な懸念があるので、それが記載されている。

○森田会長：

これは専門部会の中でかなり議論されたことなのか。

○普光院専門委員：

その通りである。井上委員に地理的な関係が分かる地図を作成いただき、どの地域がどれだけ離れているかという資料とした。専門部会では、基幹型ブロックの現状について、これでは困るのではないかという意見が出された。

○森田会長：

付帯意見の前に記載のある前述した3点については、この答申の柱となっている。付帯意見というのは、これを実施するにあたっては配慮するように。ということである。

ここからは、この内容を答申として良いかということをご議論いただきたい。もし、特に問題ないようであれば、私から市長に答申を行う。

私としては、付帯意見が前段の内容と重複しているように思う。この付帯意見がなぜ必要なのか分からない。

○菅野委員：

同じ内容を繰り返しているように感じる。

○石原委員：

付帯意見を全部本文に入れ込んではどうか。

○普光院専門委員：

本文と付帯意見を合体させるのが望ましいかもしれない。

○森田会長：

あまりに長いと本来言いたいことがよく分からなくなってしまう。いずれにしても、基幹型5ブロックの見直しとか、公設公営保育園の民営化というものは、具体化していくときに審議会に最終判断を求めてもらわなければならない。この部分は方針の話だけなので、わざわざ記載しておく必要はあるのか。

答申の(1)、(2)は、付帯意見がついているわけではないのでこのままでも良いと考える。(3)は、この内容を検討してほしいという内容。公設公営を民設民営化するか、基幹型5ブロックをどうするかというのは、また審議会で議論するものなので、付帯意見はいらないのではないか。

○事務局：

付帯意見の「(1)民設民営化（民間移譲）にあたって」のアの部分、公私連携型の保育制度の導入であるとか、イの部分、土地と施設の財産処分にあたっての総合的な検討について、そういったものが特に本文中にいないということであれば、削除することもできると思う。

○普光院専門委員：

公私連携型保育所制度というのは、国が示した民間移譲のやり方であり、ある程度の協定を結んで、民設民営になるがある程度の公の性格を持ってもらうといったもの。これは答申の本文中には入っていない。

また、移譲のときに、子どもや保護者、職員の負担及び不安を軽減するということは、専門部会でもかなり議論したので入れてほしい。

○森田会長：

では、付帯意見の(1)については、本文に入れる。

付帯意見の「(2)基幹型ブロックの見直しにあたって」は、まだ、見直しの段階なので削除するという事かどうか。本文中の「(3)公設公営保育園の人材力の活用」に同じような内容で記載もある。

○事務局：

付帯意見(2)のアについて、相談者が乳幼児連れであることを考慮して、ということをご意見いただいたが、この点は入れなくてもよいか。

○森田会長：

それはこれから議論する際、無視するという事ではない。答申の中に入れなければならないのは、理念と方針である。付帯意見の(2)の部分は外させてもらい、「(1)民間移譲にあたって」は、答申本文の「(2)公設民営保育園の民設民営化」に民間移譲するときにはこのことについて配慮してほしい旨を記載する。

あまり付帯意見は付けるべきではないと考える。きちんと議論して、決めるものは決めていきたい。そうでないと、パブリックコメントをしたときに、市民も何について意見を述べていいか分からなくなってしまうと思う。

答申として必要なものは記載して、必要のないものはこれから審議会で議論していくので、その際にきちんと配慮していくということである。

○事務局：

いまのまとめであると、答申の「(3)ーア 公設公営保育園の民営化」の部分に、付帯意見「(1)民設民営化（民間移譲）にあたって」という意見が反映されない。付帯意見(1)については、公設民営園の民設民営化と、公設公営園の民設民営化の両方にかかる意見である。

○森田会長：

答申本文の「(2)公設民営園の民設民営化」ということは、専門部会で議論をして、もう決定をした意見である。答申本文の「(3)ーア 公設公営保育園の民営化」につい

ては、これから検討していくという内容であると思う。このことは確定した意見なのか。

○事務局：
確定していただきたい。

○森田会長：
公設公営保育園の民設民営化は今の段階では確定することはできない。その議論はまだ行っていない。検討をする必要があるので検討してほしい。ということを受けることはできる。このことが、認識が違っている部分であると思う。

答申本文の「(2)公設民営保育園の民設民営化」は「実施」であり、「(3)ーア 公設公営保育園の民営化」は「検討」にあたるのではないか。

このことは重要なことなので、どのような議論がされたか整理していただきたい。普光院部会長から議論の経過についてお聞かせいただきたい。専門部会において、公設公営保育園の民設民営化ということを実施したいということで議論したのであれば、その提案を受けて、本審議会で議論しなければならない。専門部会での結論が実施の「検討」ということであれば、実施するかしないかを含めて、今後の審議会でのことについて検討してほしい。ということである。

○普光院専門委員：
個人的な意見としては、保育士が深刻な人材不足になっている中で、公設公営園の民設民営化はかなり慎重になる必要があるが、公設公営保育園の民設民営化を検討してほしいのか、それとも実施してほしいのか、専門部会の結論としては少し詰めが足りなかったと感じる。専門部会として、公設公営園を民設民営化するように結論付けたかという、確たる確信がない。

○森田会長：
資料3-2の5ページで「公設公営保育園が今後新たな役割を適切に担っていくため、公設公営保育園の人材力の活用するための手法を以下のとおり整理したので、審議会において改めて検討がなされることを希望する。」とあるので、今の段階でどのように判断し、答申に書くかということになると思う。答申にあたっては、「(3)ーア 公設公営保育園の民設民営化」については「検討」を付けて処理させていただく。そして、基幹型5ブロックの見直しについては、更に検討して最終的に審議会に提出していただくことでよいか。

○委員
(承諾)

○森田会長：
そうすると、付帯意見の(1)ーアの公私連携型保育所制度の導入等についての意見は、答申本文の(2)のアとして記載、付帯意見(1)ーイの土地及び施設の財産処分についての意見は、答申本文の(2)のイとして記載することで整理したい。このような整理をすると市民の方々にパブリックコメントをいただくときに迷いや分かりにくさが消える

のではないか。

それでは、修正をかけた上で市長へ答申をさせていただく。

2 報 告

(1) 認可保育所の設置認可に係る利用定員について

○森田会長：

認可保育所の設置認可に係る利用定員について事務局より説明をお願いします。

(事務局から資料5、資料6について説明)

○事務局：

保育施設の設置認可について、10月に審議会委員の皆様にもメールをお送りして意見聴取をさせていただき、会長の承認をいただいたものである。平成29年10月26日から31日までを意見聴取の期間とし、その後、会長による承認という手続きをさせていただいた。

森田会長

保育の募集開始が11月からであったが、10月に設置認可の申請があったため審議会を開催することができず、メールにて皆様にご判断いただき、事前の審査をさせていただいた。このような方法により、今回の募集に間に合わせたということである。その後、直近の審議会にて報告することとしていたため、事務局より報告してもらった。ご了解いただきたい。

○武田委員：

新たに設置認可した保育所の開所時間をお聞きしたい。

○事務局：

7時から20時までである。

○武田委員：

民間保育園の人材確保ということで、昨今、13時間開所、あるいはそれ以上の開所にあたって、人材の確保が大変厳しくなっている。職員がみんなで交代勤務しながら、あるいは保護者のニーズに応えながらということで、民間保育園がかなり苦勞しながら実施していることをご理解いただきたい。わずか1時間ではあるが、その1時間が職員にとって負担も大きく、この先ますます増えるであろうこのニーズに応えていくためにも、何らかの配慮があると現場の職員も頑張れるのではないかと思います。

○森田会長：

これは設置認可の問題ではなく、その他のことで承っておく。

では、このことについてはよろしいか。

○委員

(承諾)

- 森田会長：
今後もこのような方法により、迅速に対応していきたい。
次は基幹型保育園の報告をお願いしたい。

(2) 基幹型保育園について

(資料7について説明)

- 事務局：
ひろば事業と地域のネットワークはそれぞれが別々の役割を果たすということではなく、一体となって地域の保育・子育て家庭を支援していく役割を果たしているものと考えている。

- 森田会長：
公立保育園の在り方と連動していく議論である。基幹型保育園の方や子育て支援センターの方が入って議論されたこと。これは皆様に認識していただければいいと思う。この様な議論が今後も平行して行われていく。次年度以降も具体的な公立保育園の在り方について、ブロック制の問題等も議論していくこととなる。

(3) 計画専門部会の実施状況について

- 森田会長：
計画専門部会の実施状況について事務局より説明をお願いしたい。

(事務局から資料8について説明)

- 森田会長：
本日、計画専門部会の部会長である谷川専門委員と部会員の方がいらしているので、議論の成果と課題をお話いただきたい。専門部会で議論したこと踏まえて本審議会で議論をするため、専門部会でどのような議論がなされているのかを、全体で共有していきたい。

- 谷川専門委員：
それでは、計画専門部会からの報告をさせていただく。市は国によって定められた13事業について、定期的な見直しを行おうというところであるが、専門部会では、定められた事業の範囲を超えて、その事業の内容や詳細の部分、ひいては子ども・子育て支援事業の計画の全体、それと事業の狭間に落ちてしまいそうな子どもや子育て家庭がないか点検しようとするところから、事務局側と部会員がやろうとしていることが、なかなか噛み合わないことをずっと繰り返してきたように思う。

西東京市の人口推計の修正があり、もう少し長期間、子どもの数が増えていくという変更になった。これにより、計画の量の見込みが変更となるが、もともとの計算式に当

ではまる数値が変わるという理由なので良いも悪いもないものである。専門部会では、それ以外の、事業がどうあるべきかについて活発に意見が交わされてきた。

例えば、待機児童対策が必要だが、どれだけ保育園をつくり続けるのか。保育園でなくてはならないと考えている保護者に対しては、考えを少し変えたり、子どもの状況に配慮することで、一部は幼稚園が受け皿にもなり得るし、そうあるべきではないかという意見もあった。ただし、13事業の見直しだけやっているのでは無理で、市が踏み込んで対策を講じなくてはならないのではないかという意見があった。市では「幼稚園ってどんなところ？」という冊子を作成・配布しているが、冊子を配るだけでは保育園のみ気に掛けている保護者にとっては、幼稚園を検討していくような働きかけには弱いのではないか。地域子育て支援推進員等、保育所を説明する方に保育園経験者を雇用しているが、そこに幼稚園経験者を雇用する等により、保育園を補完する機能としての幼稚園ではなく、幼稚園を積極的に検討していくような働きかけが必要ではないか。幼稚園では運営金や制服が必要等あるが、移行を促進するための補助を創設・拡充する必要があるのではないかという意見があった。

この他にも噛み合わないことはあり、「利用者支援事業」は今後も一箇所設置であると事務局が説明するが、部会員が言いたいのは内容についてで、しっかりと市民のニーズに込んでいるのかということであり、数字のことではない。

「放課後児童健全育成事業」については、学童保育が依然として大幅な定員超過であるということで、全員入所を達成していること自体は評価できるが、やはり全員入所と定員超過のバランスが非常に大切である。特に小学校一年生が慣れない学校生活で、お昼寝もなく疲れているのに、ぎゅうぎゅうに押し込められた状態で学童に居続けるのはどうなのかということもある。これは一朝一夕に解決できるものではないので、放課後子供教室等を含めた西東京市の子ども放課後の過ごし方を踏み込んで検討すべきではないかという意見もあった。

「病児・病後児保育事業」については、現在もニーズに100%込えられていなく、定員を増やしたということがあったが、枠をどんどん広げればよいということではない。病気の子どもが家で寝ていられないことについて問題提起することも必要だが、一方で市独自の力で社会を変えていくには限界がある中で、少なくともニーズに込えた方がいいのではないか等、部会員の皆様も迷いながら意見を出していた。

「乳児家庭全戸訪問事業」については、現在実施率97.5%と非常に高いカバー率ではあるが、実施できない家庭こそハイリスクであるため、たとえ一件であったとしても実施できない家庭があるのであれば、追いかけてやるべきである。

また、それに関連して「妊婦健康診査事業」については、母子手帳の出産後交付（母子手帳を持たないで出産したということ）である方がいるのであれば、内容を一件一件つぶさに見ていこうということも話し合われたが、それについては、外国で出産した方がほとんどであると市から説明を受け、飛び込み出産等ではないと分かり安心する場面もあった。しかし、そういったことも示されないと我々は知ることができない。母子手帳の出産後交付の件数と内容については、これからも継続的に教えてほしいという意見があった。

幼稚園の預かり保育については、幼稚園側の負担が大きい中、受け皿になっているところである。市で私立幼稚園預かり保育事業準備費補助金制度をつくっているところだが、それだけでは幼稚園も夜まで預かり保育をやる人材を確保するのが非常に難しい。部屋も一部屋で足りなくなれば増やしていかなくてはならないので、更なる手当てが必

要であるという意見もあった。

ここまでは、それなりに折り合いがついてきた意見である。しかし、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」については、国が新制度に移行した幼稚園について規定を設けたものなので、西東京市の場合では新制度に移行した幼稚園がないため「該当がない」との返答になってしまう。部会員としては、市はもっと踏み込んでその事業の意義を果たすために何を工夫できるのかと、堂々巡りになるような議論があった。

「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」では、子育て支援について保育所は多様な主体の参入を促進しているが、ひろば事業や子育て相談事業についても、多様な主体の参入を促進するように西東京市として、市の実態に合わせて工夫できることがあるのではないかと意見がある中、噛み合わない話が繰り返されるような場面があった。

○蓮見委員：

「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」というところで、市以外の子育て団体等に道をあけて支援していくという考えがないのかと思っている。

○尾崎委員

「放課後児童健全育成事業」で、学童クラブと放課後子供教室に関することについて、学童クラブでは基本的に4年生までの入所となり、5・6年生の放課後をどうしていくかということが大きな課題だと思っている。数字のところ、登所率と入所率が示されているので、その数字の中でどのようなアンバランスと、起こっている実態をきちんと見ていかななくてはいけないと思う。

放課後子供教室の実施形態、特に教室を支える人、いわゆる見守る大人たちのあり方を検討していかななくては、今後事業として継続していくのは難しいのではないかと考えている。

○上田専門委員

当事者の意見を聞いていない中での議論だったので、利用者支援事業が一箇所が良いといっても、妊娠期から保育をどうしようと悩んでいるという話を、以前、当事者との関わりの中で聞いたことがあり、判断しにくいと感じている。実際に、きちんと丁寧に解決されているのか、今の支援状況を確認・点検できていない。

私も意見を述べさせていただいていたが、もう少し市民の声というものを私や実際に関わっている人が丁寧に吸い上げて見直しができるといいと思った。

○森田会長：

13事業の見直しの幅について事務局と専門部会の調整がついていない。この調整については、色々な自治体が次年度以降の次期計画策定の設計に入り始めているので、併せて考えるとよいと思う。

13事業が実現しなければならない課題に向けて、今後、どのような調査や意見徴収等をすればいいのか。どこに西東京市の課題がありそうか議論していただき、それを次の計画をつくるための調査・評価のところ、反映していただくということでしょうか。そこまで専門部会の皆様に議論しているのであれば、それを含めて最終報告をしていただくと、次の計画策定に意見が活かせるため、よろしくお願ひしたい。

○谷川専門委員：
分かりました。

○森田会長：

13事業は重要であり、幼稚園、保育園が注目されているが、実はそれ以外で在宅保育が13事業と関連が多くなっている。在宅の指標がどこまで実現できているのかということが、幼稚園、保育園の質と同時にとても重要である。しかし、なかなか在宅の指標が作りきれず、どうしても後回しになってしまうという現状がある。後回しになってしまうと、そこで問題が発生して児童福祉課題につながってしまう場合がある。

さまざまな自治体で課題になっているので、一時保育や子育てひろば等が本当に足りているのか。あるいは、決定的に質的にも量的にも不足しているのか。このような点については、ぜひ議論をし、次期計画策定の際に反映したい。

西東京市は東京都の中でも保育所の整備率が低い自治体である。保育所の数を整備すればそれで済むのか、整備するのはよいとして他のものがあるからそれで済んでいるのか。保育所が多いことが良いということではないが、他のものの価値がどれぐらいあるかにより、その整備の質が問われていくと考える。

(4) (仮称) 子ども条例検討専門部会の実施状況について

○森田会長：

次は(仮称)子ども条例検討専門部会の実施状況について説明をお願いしたい。

(事務局より資料9について説明)

○森田会長：

(仮称)子ども条例検討専門部会について、本日は部会長が欠席のため、部会員の皆様から今の事務局の説明に加える形で報告をお願いしたい。まず、林専門委員はいかがか。

○林専門委員：

11月11日、12日に行われた市民まつりにおいて、子どもへのアンケートを実施した。詳しくは資料にまとめてあるが、さまざまな意見を子ども達からいただいた。また、12月から1月にかけて、実際に子どもが集まっている場所に行ってヒアリングを行っている。特に居場所のことや、悩み・相談について、意見表明・参加の機会の有無、子どもの権利条約を知っているか、そして、西東京市の条例ということで、西東京市についてどう思っているのか等についてヒアリングし、条例に反映させていきたいと思っている。

また、(仮称)子ども条例検討専門部会の検討内容について、ある程度固まった段階で実際に子ども達との意見交換をしたいと検討している。

○森田会長：

このアンケートは誰がとったのか。

○林専門委員：

事務局でアンケートをとっている。

○森田会長：

以前は、子ども達がアンケートをとったように思うが。子ども参加ということで、調査の対象にしかになっていないというところが少し気になっているが。古川副会長いかがか。

○古川委員：

聴き取りがタイトなスケジュールの中で実施となると、限られた空間の中で、限られた時間で実施したものではあるかと思う。小さな子どもに聴き取るということは、誰がどのように行うかによって、結果が変わってきてしまうということもある。

○森田会長：

他に部会員の方からご意見はあるか。

○保谷委員：

子どもの本音がどこにあるのか聞き出すのは難しいことである。また、市民まつりという場所にどれだけ困難な状況にある子ども達が来ているのかということはある。

アンケート結果を見て驚いたことは、意外と「両親に感謝している」、「西東京市が好き」と回答している子ども達が多かったことである。とても良いなと思う反面、ここに出てこない本音をどう聞き出すかということとは難しいなと思った。

今後、困難な状況にある子ども達の居場所となっているところにもヒアリングに行くが、そのときもどれだけ子ども達が本音を話すか、そして我々がどのように読み取るかということが難しいと感じている。

(仮称) 子ども条例に何を盛り込んでいくのか考えていくときに、「生きる権利」というものを盛り込んでいきたい。子ども達が、食べることができる権利、NOと言う権利、学ぶ権利、寝る権利とか、我々にとって当たり前のことが実はできていない子ども達がたくさんいる。それをどう守っていくのか、ということがこれから大切になる。

○菅野委員

人権擁護委員という立場にあるので、子ども達から相談も色々受けてはいる。やはり生きる権利は大切だと考えている。これから専門部会での検討が進むにつれ、子どもの相談・救済について議論がされると思う。そのときに、子ども達を救う立場の人間として、これからどのように取り組んでいけばよいかということについて考えていきたい。人権の問題であると捉えており、真摯に取り組んでいきたいと思う。

○森田会長：

今後の意見聴取については、量的調査というよりある程度の質的調査ということで、子ども達にどのようなことが必要なのかということを見えていくということか。

○林専門委員：

その通りである。また、小・中・高校生世代については、すでに実施している教育計画に関するアンケート調査を活用することとしている。子ども達に重複するようなアンケートを実施しないためである。

○森田会長：

承知した。他に質問等はないか。

次は2月審議会を開催する予定である。専門部会での議論を進めていただき、その内容を審議会で報告いただき議論を行うということを繰り返していく形となる。各専門部会の皆様においては、ご協力を賜りたい。

○事務局：

次回の審議会については、平成30年2月14日の午後3時から2時間程度を予定している。場所は、イングビル3階の第1・第2会議室である。

○森田会長：

それではこれで審議会を終了とする。

閉会